

法善寺横丁復興の経験を通じた低層密集商業地の更新手法の研究

はじめに

1. 法善寺横丁のあらまし
2. 火災発生から復興への経過
3. 法善寺横丁復興計画
4. 地域の固有性を活かした、低層密集商業地の再生にむけて

おわりに

山本英夫

はじめに

法善寺横丁の復興は、都心商業地において、地域の固有性を活かしながら、低層密集市街地の更新を計画的に誘導した一つの事例と言える。

商業地において、防災性を確保しながら抜本的に都市機能を更新する場合、市街地再開発事業などが現実的な手法であると思われる。しかし、今回のケースは、低層の木造家屋が密集した環境をもち、独自の都市機能を果たす「横丁」の環境と空間構成を維持しながら、安全性や防災性を確保しつつ、個別の建替えを誘導する手法が求められた。

適用した連担建築物設計制度（以下「連担制度」という）を適用するためには全員同意を前提とする点で、合意形成をはかることは並大抵ではない。今回、それが実現した背景には、法善寺横丁に特有の成立条件が整っていた面もある。しかし、同様に道路が狭い横丁型の商店街はたいていの街に存在し、憩いの場として市民に愛されているにちがいない。道幅を広げ、あるいはビルの中に収めてしまうのでは、横丁の機能は失われてしまう。連担制度は、権利者、行政、専門家が協力して横丁を再生する場合に活用したい、価値ある制度である。

本制度を活用した法善寺横丁の復興を通じて、横丁再生のコンセプト、制度の適用の工夫、再建を具現化した商店主や市民、専門家や行政の動きの中に、中心商業地のまちづくりの一つの方法論を見出すことを、本論の目標としたい。

1. 法善寺横丁のあらまし

1-1 法善寺横丁の形成過程

法善寺横丁は、浄土宗天龍山法善寺の境内にある。法善寺は寛永14年（1637年）現在地の大坂ミナミに移転し、本堂は米軍による空襲で焼失したが、残った西向不動明王（写真1：水掛不動尊）などが大衆の信仰を集めてきた。近接する道頓堀の興行街の

繁栄とあいまって、江戸時代から参道に出店が並ぶようになり、大正時代に飲食店街に特化したとされる。これらの営業が借地で定着し、低層家屋が密集する現在の「横丁空間」が形成された。



写真1 水掛不動尊

1-2 法善寺横丁の特徴

芝居街・道頓堀に隣り合わせ、境内に常設寄席が開かれていたことから、飲食店が文化・芸能人の交流の場所となっていく。やがて『夫婦善哉』など小説、芝居や映画の舞台となり、また「月の法善寺横丁」の歌詞にも登場して知名度は全国区となる。近年は「なにわ料理」を追求する店をはじめ、グルメ雑誌に度々登場し、地域ブランド化が一層進んだ。一般的に、一元客が立ち寄りにくい雰囲気と言われているが、客单価は数百円から数万円と幅広く、業態や客層も様々である。あえて共通項を表すと「こだわり」となろうか。

このように、寺院境内と横丁が一体となった、都心では貴重な歴史・文化環境であり、「なにわ情緒」を堪能しに多くの観光客が訪れる。

1-3 境内地の現況（図1・図2）

境内地の広さは約4,800m²（図上測定）で、約60

店が営業している。境内を東西方向に通り抜ける 2 本の道路があり、北側が幅員 2.7m の法善寺横丁、南側が幅員 4m の法善寺参道である。いずれも私道で建築基準法第 42 条第 2 項道路（以下「2 項道路」という）である。そして、この 2 本の通りを結ぶ南北方向の通路（通称「極楽小路」、幅員約 1.5m）と、法善寺横丁から道頓堀に抜ける通路（通称「浮世小路」、幅員約 1.0m）がある。

境内地のうち、連担制度の適用区域は、法善寺横丁沿道の約 1,900 m²で、44 店舗が営業している。

境内にある店舗はすべて借地の上、自用もしくは貸し店舗である。借地人は法善寺会を設置して、山門などの共同施設を管理している。1980 年頃、譲り受けた路面電車の敷石を利用、アスファルト舗装を石畳に復活させるとともに、夏には法善寺横丁まつりを始めた。また、看板の路上へのみ出しを是正、横丁らしい町並みづくりに取り組んできた。

2. 復興を進めるまでの課題

2-1 火災の状況

1 度目の火災は平成 14 年 9 月初めで、境内に隣接する旧中座の工事現場で起こった爆発に伴う類焼である。法善寺横丁内で建替えが必要となった店舗は 6 棟 18 店であった（図 1）。

2 度目の火災は、連担制度を適用した翌年 4 月初め、横丁内の店舗からの失火であった。建替えが必要となった店舗は 6 棟 9 店である（図 1）。

建替えが必要な店舗の周囲で、相当規模の補修を要した店舗が多数あったことは言うまでもない。

2-2 横丁再生の一一般的課題について

a. 再生の視点の整理

法善寺横丁の復興に求められた「なにわ文化の魅力にあふれた横丁の再現」という総論に対して、横丁は文化環境であるから保存すべきという意見から、安全面を確保するには道路拡幅が大前提であるという意見まで、様々な見解があった。

法善寺横丁は代替わりを徐々に繰り返してきた。戦前から営業を継続している店舗は一店だけである。横丁の町並みは、新旧の店が互いに切磋琢磨し、造り込まれた店の連なりが、その時々の町並みとなって表れ、刻一刻と変化する。したがって保存するというのは少し意味が違う。保ちたいのは「肩ふれあう」と表現されるまちのスケールであり、4m への拡幅は避けたい。そこで、今回の横丁再生にあって設定された目標は、現行法のなかで現行に近い幅員を維持しながら災害にも強い安全なまちの骨格を再生、同時に商店主たちによる迅速な店舗の再生を実現し、早急に店舗経営に専念できる状況を産み出す、ということであったと考える。

b. 小規模な敷地

横丁沿道の街区は、奥行き 10~12m、横丁の入口付近には間口が 8~10m 程度の比較的大型の店舗が立地するが、中の方は小規模である。建替えを要した建物 14 棟のうち 9 棟の間口が 3m 未満であった。その間口の中でカウンターや座席、板場を無駄なくレイアウトし、対面でこだわりの料理を提供している。道路を拡幅すれば、町並みだけでなく、従前の業態が成り立たなくなる恐れもあった。

2-3 今回のケースに特有の課題について

a. 2 度の火災とその性格の違い

1 度目の火災では、事故発生の因果関係や補償問

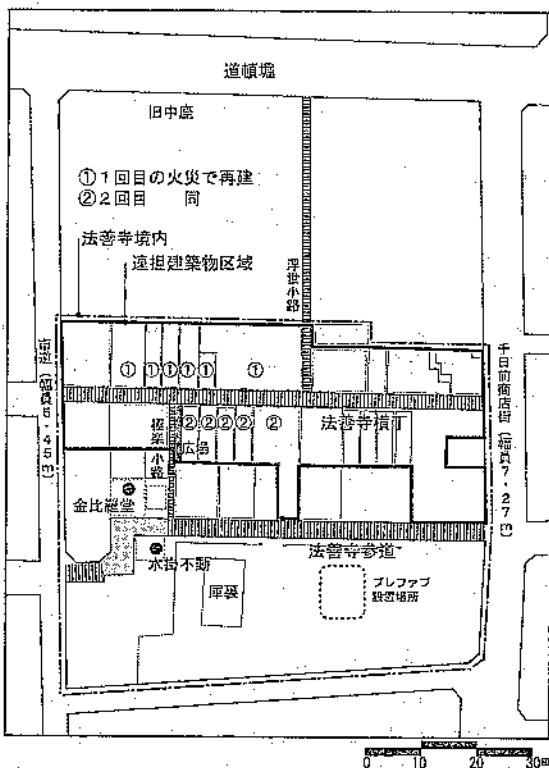


図 1 境内地の見取図①

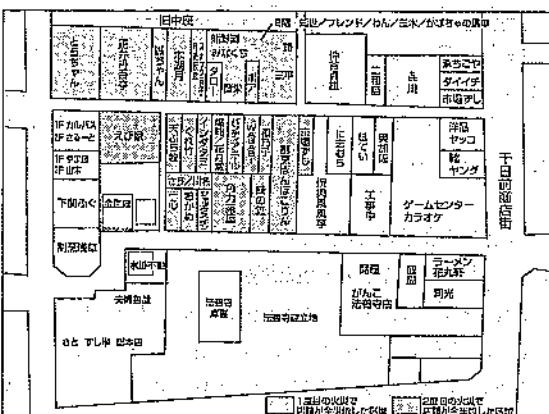


図 2 境内地の見取図②

題がからみ、復興が長期化する懸念があつたが、補償を優先するとの企業の姿勢によって事態は打開された。そのために被災者は、再建に必要な資金面などの負担はなかった。一方、2度目は地区内で生じた失火によるため被災者の負担が生じた。

b. 通行閉鎖に伴う客離れ

横丁の通行閉鎖が原因で、被災を免れた店舗でも客離れが生じ、横丁全体の存亡に関わる事態であった。移転を考えた店主も少なくなかつたが、顧客との絆が精神的な支えとなり思いどもつたという。復興にはスピードが求められた。

c. 社会的な注目

焼失の度合いは激しかつたが、1階は外観や店内の雰囲気がわかる程度には残っていた。また、補修が可能であるとの誤情報が外部から伝わり、また横丁の復元を趣旨とする署名活動がひろがるなど、「特別扱い」に期待をよせる心情も無理はなかつた。しかし、連日報道にさらされて注目されるがゆえに、社会性がより一層問われた。復興には、幅広く理解が得られる、慎重な判断や行動が求められた。

2-4 復興にむけての体制づくり

復興を目的とする委員会にすべての権利者が参加し協議すること、情報を整理し対外的に説明責任を果たすこととした（図3）。合意形成の方法については会則の中で「個々の意見を十分に交換し、合意できるように話し合うこと」と規定した。その運営には、平素からの人のつながりやまちづくりに対する意識が活かされた。後継者が多数育っており、世代間の役割分担も円滑であった。

旧中座爆発火災事故対策協議会（以下「3社協議会」）は、爆発事故が起きた旧「中座」の解体工事の請負会社等で構成され、1度目の火災事故に対する営業補償や店舗の再建、計画立案から申請業務に至る復興に必要なすべての実務を担当した。2度目の火災では、各種の実費は復興委員会もしくは被災者各自が負担して行ったが、3者協議会は認定申請をはじめとする実務面での支援を引き続いた。

専門委員は、復興委員会の設立・運営支援、復興計画への助言、復興委員会と3社協議会並びに行政との調整役など、コーディネーター役に徹した。阪神淡路大震災の復興支援に携わった経験とノウハウが活かされた。

行政は事故後すぐに対応策の検討に入り、再建手法の検討と連担建築物設計制度の認定基準を2ヶ月足らずで作成している。

一方、火災発生直後のマスコミ報道の加熱による情報の錯綜が、対応を求められる被災者にとって有益であったとは思えない。有事に伝えるべき情報の質や内容について、震災時の教訓が活かされて

いないと感じた。大阪で大震災が起きた場合の情報伝達のあり方、取材姿勢の改善について、法善寺横丁のケースは検証するべき事例であると考える。

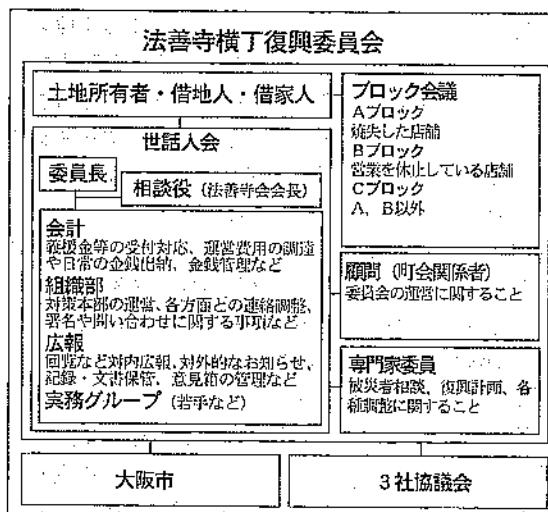


図3 復興委員会組織図

3. 法善寺横丁復興計画

3-1 復興計画の検討

a. 復興計画の選択肢

復興委員会は3社協議会に対して、復興案として考えられるあらゆる選択肢について提示を求めた。以下に、委員会の内部で話題にあがつたものを含む5通りを整理した。

- ①補修による再建。損傷の度合いから「あり得ない」ことを、代替案の検討途上で再確認した。
- ②旧中座を含めた面的な建替えによる再建。このケースでは、焼失した店舗が再開発ビル内で従前の店舗面積を確保することは物理的には可能であるが、中心線後退により横丁を拡幅することに変わりはないため選択肢から消えた。
- ③中心線後退により2項道路を拡幅する案。これは「法善寺横丁」らしさを保つことが困難であるため避けたい選択肢であった。
- ④建築基準法第42条3項にもとづいて、土地の状況によりやむを得ない場合は2項道路で定める後退距離を2m未満1.35m以上の範囲とできる特例措置を適用し、2.7mの幅員とする案。ただし、道路斜線によって容積率は162%が上限となる。法善寺横丁の場合、道路の両側が宅地であるため、特例措置にそもそも該当しないとの判断が、当時示された。
- ⑤法第86条第2項にもとづく協調建替型住宅設計制度を適用する考え方。商業地である法善寺横丁に適用可能かどうかは行政の判断を要した。

3社協議会からは③～⑤が提案された（図4）。復興委員会としては連担制度以外に選択肢がない、と

いうのが実際のところであった。低層密集市街地で町並みを保全しつつ整備を図る手法は、このように限定されるのである。

b. 検討の経過

提案を受けてブロック別懇談会で再建案を協議、連担制度の適用についての合意が固まった時点で、大阪市に正式に制度適用の依頼を行った。これを受け本制度の認定基準について詰めの作業が進められ、復興委員会の総会で大阪市から直接説明を受け、同日、連担区域に該当する権利者全員の合意が確認された。その後、建築協定案、まちづくり憲章の草案を行い、連担制度、建築協定、道路廃止の申請書に200人を超える市民の署名を添えて提出した。

6. 連担制度による認定基準等の内容

認定基準で道路幅員を現行通りとするかわり、安全性と防災性を確保し、あわせて建築協定によって法善寺横丁らしいまちなみ、防災活動等を規定する構成となっている。以下に詳細を記述する。

まず、法善寺横丁の両側にある合計 26 の敷地を一と見なし、幅員 5.45m、7.27m の 2 つの道路と接していることとした。2 項道路である法善寺横丁は道路廃止して歩行者専用通路に位置づけて、道路斜線の制限もなくし、地階を除く階数は 3 階以下、高さは 10m 以内、容積率は 240% と定めた。大量の通行者が集中発生しないことから、建築基準法に規定のある最低幅員である 2.7m を確保するものとし、

認定基準と建築協定の双方で幅員を担保した。廃道により通路を敷地に算入できることとなった。

安全面と防災面では、耐火建築物とすること、建物の側面には開口部を設けないこと、3階部分は道路より3m後退し、排煙効果を高め延焼の防止をはかるとともに、奥行き0.9m以上、幅1.8m以上の避難用バルコニーを設けて避難器具を設置、店内にも非常用照明を設置して、2方向避難を確保している。通路には屋根・庇を突き出さないとした。法善寺横丁につながる既存の2本の通路は避難路として現状の幅員以上を確保することとした。(図5)。

建築協定では、連担制度の基準に加えて、風俗営業の一部についての用途禁止と、法善寺横丁らしい風情ある町並み、防災活動の推進を規定した。

なお、建築協定書には「法善寺横丁らしい景観に配慮して」という表現にとどめている。よくあるデザインコードの類で、法善寺横丁らしさを表せるものではなかった。そこで、建築協定運営委員会が窓口となって、施主や店舗設計者と対面し意見交換する中で思いをつたえ、こだわりの店づくりが生み出されていくことを期待している。

3-2 事業実施の経過

a. 事業の経過 (図 6)

火災発生から復興委員会設立まで半月、そこから代替案の提示まで1週間、さらに大阪市から連担制度等の説明が行われたのはその約1ヶ月後であつ

法務官横丁復興計画に係するケーススタディ（案）

系 統	内 容	模 式 図	面積 高さ	メリット デメリット	スケジュール					
					2002年	2003年	2002年	2003年		
1	現行法規 (建築基準法) (42床20畳庭)		面積 高さ	1. 道管の覆面申請手続 きのみで既存可付 です。 2. 床底面100cm以内で あれど耐火距離要 求となります。 3. 現行法規の防災設備 となります。	1. 埋立のイメージが変わ ります。 2. 2.2倍面積100cm以内で あれど耐火距離要 求となります。 3. 基本、両側の構造を改 善などの際、既存位置 の確認が必要です。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	9月 10月 11月 12月 1月 ~	既存地盤 既存構造 既存設備 既存地盤 既存構造 既存設備	申請作成 既存調査 既存工事(4ヶ月)	5月末 竣工予定
2	42床3庭制度 (既存法規)		面積 高さ	1. 地上4m程度までの埋 立の許可は専競可付 です。 2. 現行法規の防災設備 となります。 3. 埋立のイメージは1種 類のみで、埋立のイ メージは変わります。	1. 埋立の許可範囲により、 既存形状の制限が大き くなります。 2. 補助階段により、后部 床面積が非常に小さく なります。 3. 埋立のイメージは1種 類のみで、埋立のイ メージは変わります。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	9月 10月 11月 12月 1月 ~	既存地盤 既存構造 既存設備 既存地盤 既存構造 既存設備	既存地盤 既存構造 既存設備 既存地盤 既存構造 既存設備	4月末 竣工予定
3	現行建築設計制度 (既存法規) (42床の2)		面積 高さ	1. 埋立のイメージはほぼ 既存可能です。 2. 現行法規の防災設備 となります。 3. 2庭の部分で床面積 上、有効なバルコニー が確保されます。 4. 道路中心線より既定す るため、既存防災施 設面積が10%強度割加 します。	1. 基礎の認定と面積には 土地と現用が所有者の 同意が必要です。 2. 2庭の部分で床面積が 減少します。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	9月 10月 11月 12月 1月 ~	既存地盤 既存構造 既存設備 既存地盤 既存構造 既存設備	既存申請 既存中間 既存申請 既存中間 既存申請 既存中間	6月末 竣工予定
4	既存		面積 高さ	1. 現在の埋立は42床の2庭制度です。 2. 基本既存既付です。3床は既存 既付となります。	1. 基礎の認定と面積には 土地と現用が所有者の 同意が必要です。 2. 2庭の部分で床面積が 減少します。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	9月 10月 11月 12月 1月 ~	既存地盤 既存構造 既存設備 既存地盤 既存構造 既存設備	既存申請 既存中間 既存申請 既存中間 既存申請 既存中間	6月末 竣工予定

圖 4 復興案

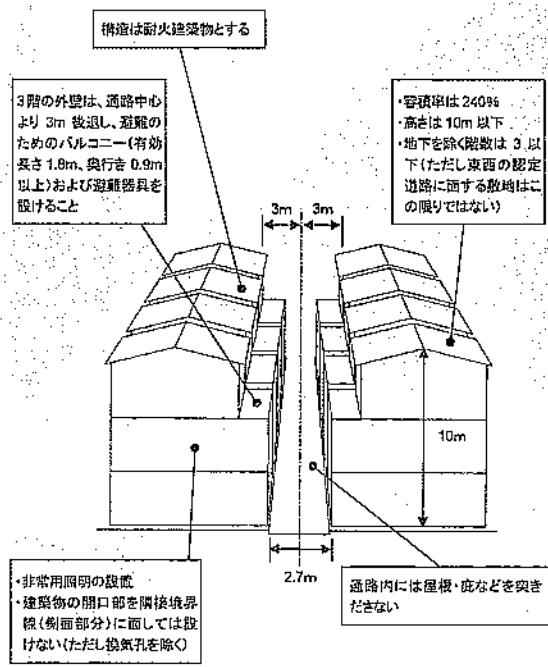


図5 連担建築物設計制度認定基準

た。平成14年9月初めに火災が起こってから店舗のオーブンまで約10ヶ月で再建できた。また、2度目の火災のときは、すでに支援体制が整っていたこともあり、最も早い店舗で火災発生から約8ヶ月で再建し、その4ヶ月後にしてすべての店舗が営業再開した。

早期に実施できた理由として、土地所有者が宗教法人法善寺1名で復興に対する深い理解が示されたこと、借地及び借家契約の継続が早期に了承されたこと、商業地として出店する魅力の高さなど、本ケースに特有の事情があった。さらに、多くのなじみ客の応援、復興への特例措置を求める市民による自発的な署名募集に対して30万人もが応じたこと、柔軟に制度を適用した行政の判断、3社協議会の誠

実な姿勢と実務能力など、まちを再生するための強い意志が状況を切り開き、各方面を動かしたといえる。

b. 従前従後の権利状況（表1）

連担区域内の借地は26である。建替えを行ったエリア内には13の借地があったが、従後は11である。2件は転出し残留する地権者が取得し分配した。従前の借家人が借地権を取得したケースが2件ある。同じく借家は18店あり、12店が再入居、2店が借地権を取得して残留、転出は4店、新規出店は6店あり、残留の比率は全般的に高く、しかも店数は従前よりも増加した。

敷地全体の平均の建蔽率約81%、容積率約217%である。連担区域の基準である240%を少し下回っている。敷地規模は20m²台から190m²まで、平均は約73m²である。基準容積率は500%であるので、低層高密度な土地利用となっている。

表1 従前従後の権利関係

	借地人			借家人				
	従前	残留	転出	従前	残留	※残留	新規	転出
連担区域全体	28	24	4	23	16	2	8	5
第1回火災エリア	8	7	1	13	11	0	3	2
第2回火災エリア	5	2	3	5	1	2	3	2
境内地全体	39	33	4	31	24	2	8	5

※印は借地権を取得して残留したケース

c. 義捐金の使途

寄せられた義捐金は、通行禁止期間中のガードマンの配置や復興委員会の運営費、共同で再建する場合の専門家派遣、路面等の共同施設の整備に費やされた。個別の設計費や建築工事費は各自の負担であり、その資金調達は個々の努力によって行われた。

4-3 事業実施上の工夫や課題

a. 全員同意に関する課題

連担制度と建築協定、道路廃止は、区域内のすべての地権者の同意が必要である。そして、区域の変

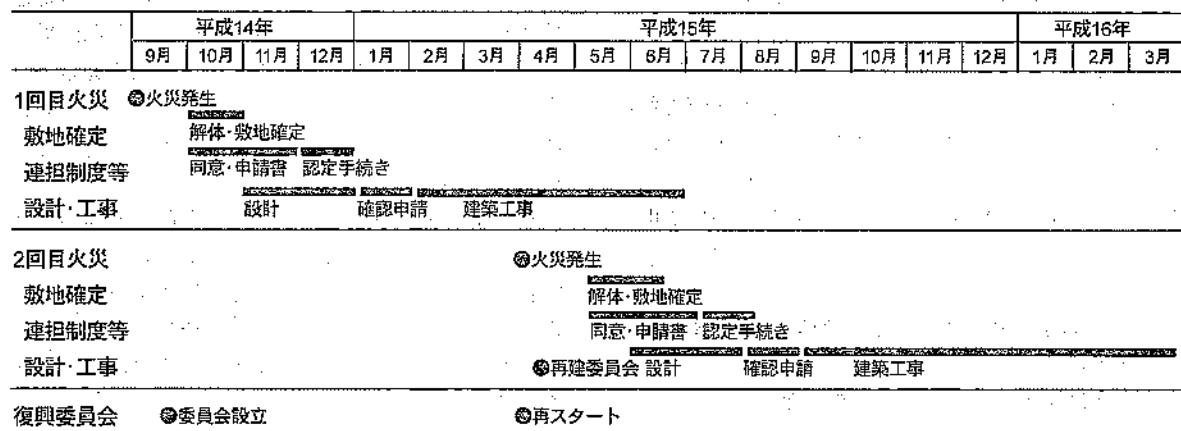


図6 事業経過

更のたびに同意が必要となる。連担制度の場合、区域界を街区の背割りでとるケースが多いと思われるが、とくに商業地の場合、区域外の隣接敷地と一緒に建替えを行うケースが後日に発生しやすく、連担区域に編入が必要となる。一度認定した区域の変更手続きを簡素化するか、区域外の敷地を編入せずに済む方法を考えておく必要がある。

b. 小規模敷地の解消

間口が小規模な店舗を再建する場合に、本事業では転出を希望する権利者がいたため、残る者が借地権を買い取って分配し間口を広げ、協調して建替えを行うケースが2件あった。また、店舗空間を少しでも広く使えるように、構造材をスリムにするなど、建築技術面で様々な工夫が行われた。

c. 耐火建築物で風情を出す工夫

法善寺横丁らしい景観を醸し出す上で、自然素材は重要であるが、耐火建築物である以上、仕上材には制限がある。今回のケースでは、不燃加工された木材や石、瓦、土といった自然素材を活かして、凹凸のある表情をつくりだすなど、随所に工夫を行っている。戦前から商う正弁丹吾亭は、外観は従前の姿を再現（写真2）、内部で新しい店づくりを展開している。

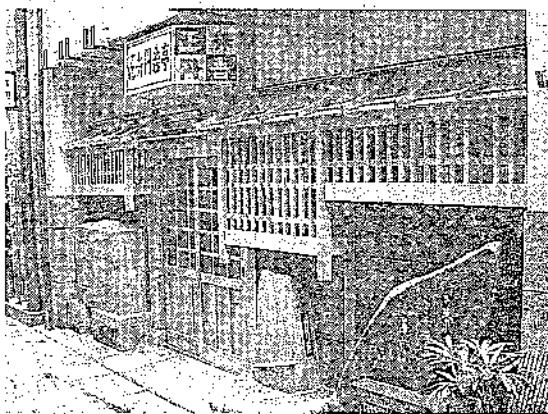


写真2 被災前の外観を再現した正弁丹吾亭

再建後の町並みはすっきりしてしまった、という辛口の評価を耳にすることがあるが、店主らの言葉を借りると「これから、いかに汚していくか」といった取り組みは徐々に進んでおり、看板やのれん、前栽や屋上緑化、風鈴飾りなど、訪れるたびに変化がみられる（写真3）。長い目で見守っていきたい。

4. 地域の固有性を活かした、低層密集商業地の再生にむけて

4-1 再開発手法としての本制度の評価

本制度を、都心商業地における、面的な市街地整備の一つの手法ととらえて評価してみる。

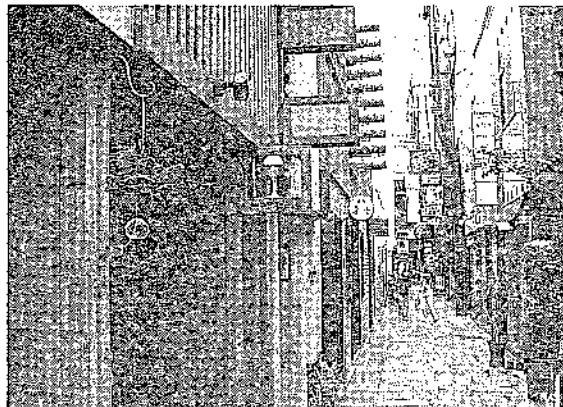


写真3 再建後の法善寺横丁の町並み

a. 市街地再開発と連担制度の比較

市街地再開発事業は、細分化された敷地を共同利用して一団の街区を形成し、建物を共同化し土地を高度利用することによって、公共施設を生み出し、都市機能の更新、防災性の向上等をひといきに達成することができる。一方、法善寺横丁の場合は逆に、通りをはさんだ両側をエリアとして、低層でヒューマンスケールな市街地環境を保全しつつ、横丁がもつ既存の商業機能を維持・増進することを目的とした。したがって、防災性の向上は、一団の敷地群全体でルールを課した上で、順次建物を更新し、その実現をはかっていくこととなる。

共同建替えにおいて保留床処分による事業担保が困難になってきているが、連担制度を用いた場合は高度利用を必要としない。一方、再開発事業では、債権債務をはじめ様々な事情の権利者の調整を行うしくみを法律上もっているが、連担制度ではない。

b. 防災性の向上における評価

制度適用の告示後に発生した火災では、消防車両は、連担区域が接する道路に停車し、送水による消火活動が行われた。木造家屋は類焼したものの、建築中の連担建築物には影響はなかった。連担制度では、建物は個別更新となるため、耐火建物と木造建築物が一定期間混在する。認定基準はハードな防災環境づくりに関する規定であり、初期消火や避難誘導といった建築協定に規定されたソフトも含めて総合的にその効用を発揮すべきものである、という考えにたっている。

そこで復興委員会では、初期消火能力を高めるため消火栓と放水ホースを独自に設置（写真4）、9月9日を横丁の防災の日と定めて、消防署員を招いて消火訓練を行っている。なお、延焼防止の能力を少しでも高めるために、協調建替えの際に借地の一部を寺院に帰属し、極楽小路沿いに広場を設けた（写真5）。そこには、今回の火災と支援者の人情を忘れないように、地蔵尊が設置され、今年はじめての地



写真4 広場に設置した消防ホース格納庫

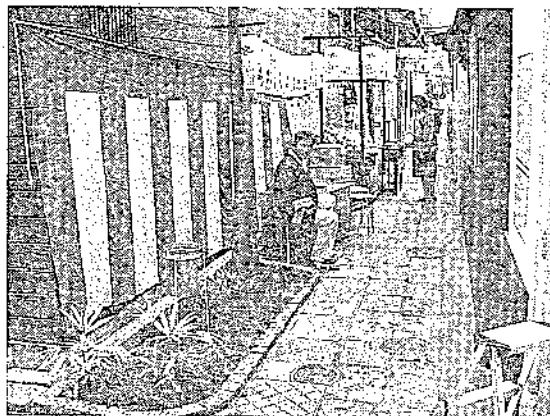


写真5 復興により設置した広場

藏盆の法要が営まれた。これまで数十年、火災に遭わずに油断した自らを戒めている。

なお、防災性についての科学的な検証は、専門分野からの評価に期待したい。

c. 他地区の事例との比較

東京の月島地区の場合、狭い道路の市街地が広い範囲で存在するため、都市計画によって道路と建物の関係を方針づけた上で、路地に面する一団の宅地の所有者が道路廃止と一団地認定について合意できる場合と、できない場合の2通りに対応できるようにしている。前者の場合は、2項道路を廃道し幅員2.7mの通路が地区施設となる。大阪市でも、当初は地区計画制度の適用も選択肢としてあったが、手続きに時間を要したこと、まちづくりの手法はケースバイケースで適用していくことよい、との考え方方にたって今回の制度適用の枠組みとなつた。

一方京都では、袋路に住宅がある状態を解消するとともに都心居住を促進するねらいで、共同建替えと連担建築物設計制度の2つの制度を用意している。後者の認定基準は、通路の最低幅員は2mとし、通路に向かい合う建物の距離は、3階建ての場合4m以上を確保することとしている。

これら2地区及び法善寺横丁の認定基準に共通するのは、密集する一団の敷地の中で環境と防災性能を担保しつつ、通路を敷地に算入するなど合理的な土地利用を図っている点である。2地区が都市居住機能に公共性を求めていたのに対して、法善寺横丁のそれは低層高密度な商業機能と町並みにある。

なお、連担建築物設計制度の適用例はまだまだ少ないようである。利用を試みたが、権利者が独自に合意形成を試みて断念した、という事例が多いのではないか。緊急性が強くなれば、全員同意を必要とするこの制度の利用は容易ではない。誰かが自己の建替えに際して働きかけを行うか、行政がまちづくりとして提案しないと、能動的に使われることは少ないと予想される。しかし、共同化とは異なり、個別更新のための枠組みがあるので、理解は得られやすい面もある。実現できなかった地区的要因分析が必要と思われる。

d. 制度活用にむけて

近年は、路地・横丁空間に価値を見いだして、まちづくりの目標にする事例が増えている。中心市街地の活性化の一つの手法としてとらえ直し行政が位置づけ、権利者が理解を深め、専門家の派遣制度を伴うことが、事業性を高めるポイントであろう。法善寺横丁でも、20年以上も前から町並みや突き出し看板、電線の整理について考えてきた。近所づきあい、商いへの姿勢、まちへの思いを平素から培っているからこそ、今回の復興を果たせたと言える。各地の横丁も、平素からまちづくりのトレーニングをつんでおくことが肝要である。

おわりに

横丁は人をやさしく包みこんでくれる都会のオアシスであり、地域のサロンであり、都市の文化である。それぞれの街の横丁を、商人、市民、行政が協力して再生してほしいものである。

筆者は、縁があつて法善寺横丁の復興委員会の専門アドバイスをお手伝いした。現場をみてきた経験が、少しでも参考になれば幸いである。

参考文献

- 「法善寺横丁復興の道のり」(2004) (法善寺横丁復興委員会)
- 「店がつくる界隈～法善寺横丁の研究～(1995)」(サントリーカンパニー)
- 「月島地区におけるまちづくりのルール」(東京都中央区)
- 「袋路のまちづくり」(京都市)
- ※なお、本稿をまとめるにあたって、法善寺会、復興委員の橋爪紳也氏、3社協議会、大阪市をはじめ各方面の協力を頂いた。